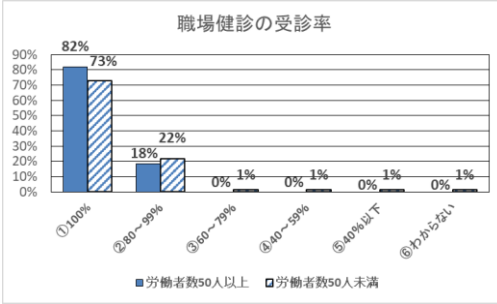




# 「年に一度の身体のメンテナンス」 健診・がん検診を受けましょう！

令和元年度 “職場の健康づくりに関するアンケート” 結果  
(南筑後保健福祉環境事務所管内の事業所91か所の回答)

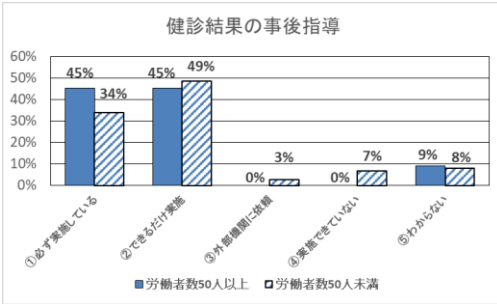
## 1. 職場健診の受診率



- 職場健診受診率 100%と回答した事業所は 7～8 割でした。
- 事業主は、労働安全衛生法に基づき、労働者に対して、健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。



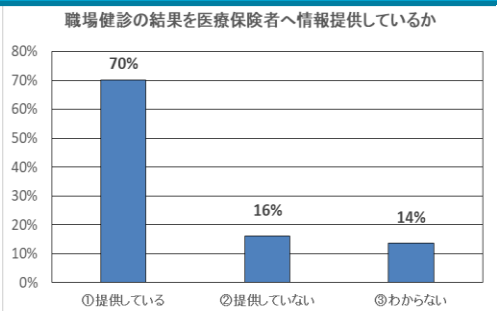
## 2. 健診後の保健指導実施率



- 健診後の保健指導を「必ず実施している」と回答した事業所は 3～4 割でした。
- 産業医の選任が義務づけられていない労働者数 50 人未満の事業所では、外部機関に委託するという方法もあります。



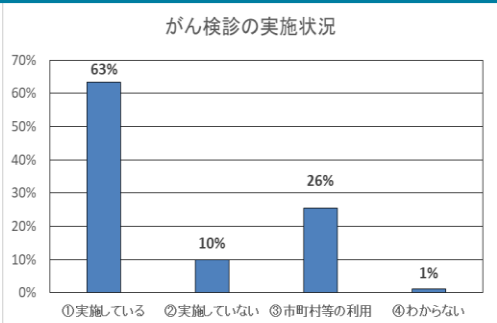
## 3. 職場健診の結果を医療保険者へ情報提供している割合



- 職場健診の結果を医療保険者へ「情報提供していない」「(情報提供しているか)わからない」と回答した事業所は約 3 割でした。
- 職場健診の結果を医療保険者へ情報提供することで、特定保健指導を受けることができます。
- 特定健康診査・特定保健指導とは・・・加入している健康保険によるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、健診の結果から生活習慣病の改善が必要な方には、特定保健指導が行われます。



## 4. がん検診の実施状況



- がん検診を「実施していない」と回答した事業所は 1 割でした。
- 日本人は 2 人に 1 人が「がん」にかかり、3 人に 1 人が「がん」で亡くなっています。
- 職場でがん検診の受診機会のない方は、市町のがん検診が受けられます。
- 対象年齢や健診の種類・項目、実施場所などは、お住まいの市町にお問い合わせください。

